

石川県公報

平成 23 年 12 月 16 日 (金曜日)

号 外

(第 83 号)

目 次

人事委員会

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

1

人 事 委 員 会

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成二十三年十一月十六日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第十七号

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員等の育児休業等に関する規則（平成四年石川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第一条を削る。

第一条の二中「第一条の二」を「第一条の三」に改め、同条を第一条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（育児休業をすることができる非常勤職員）

第一条の二 条例第一条第四号イ③の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百一十日以上であるものとする。

（非常勤職員の育児休業をすることができる期間の特例）

第一条の三 条例第一条の二第二号口の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第一条の二第二号口に掲定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行つてゐるが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第一条の二第二号口に掲定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次にいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することができ困難な状態になつた場合
ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合

ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

第三条の次に次の二条を加える。

（非常勤職員の育児休業の承認手続の特例）

第二条の二 非常勤職員が条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合においては、前条第一項の適用については同項中「日の二週間前までに」であるのは「日前にあらかじめ」とし、同条第一項の規定は適用しない。

第四条中「前条」を「第二条」に改める。

第八条第一号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号。以下「育児休

業法」ハ二八°)」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

(部分休業をするところである非常勤職員)

第十四条の二十一 条例第百十一一条第一号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上これらである非常勤職員又は週以外の期間において勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百一十日以上であるものであつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

第十六条中「第二十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「定める職員」を「定める特別休暇」に改め、「を承認されている職員」とし、同項の人事委員会規則で定める時間は、当該休暇を承認されている時間」を削る。

附 則

以上の規則は、公布の日から施行する。